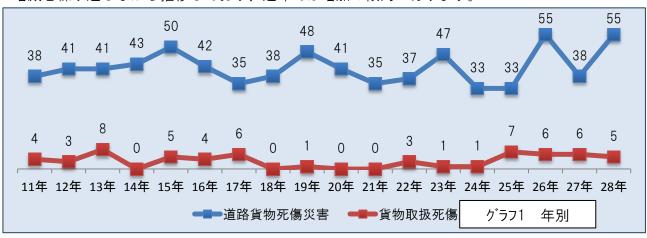
道路貨物運送業における 労働災害防止の積極的な取組をお願いします。 (藤沢労働基準監督署)

1 当署管内の陸上貨物運送業における労働災害の発生推移

陸上貨物運送事業(道路貨物運送業+貨物取扱業)の死傷災害については、グラフ1のとおり、 増減を繰り返しながら推移しており、近年では増加の傾向にあります。



2 第12次労働災害防止計画(期間:平成25年~平成29年)

国は、平成24年と比較して平成29年までに陸上貨物運送事業の労働災害による<u>休業4日以上の死傷数を10%以上減少させる</u>ことを目標に荷役作業における安全ガイドラインの周知·普及、トラック運転手に対する安全衛生教育の充実·強化及び荷主による取組の強化により、労働災害の減少を図ることとしていますが、当署管内の期間中の死傷者数は、表1のとおり推移しており、計画の最終年に当たり、計画の達成に向けて各種取組を積極的に行う必要があります。

平成28年は、単年目標値に対して、2倍の発生件数となっていることから、平成29年においては、半減させないと目標が達成できない状況にあります。

減少目標 △11.8%			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
目標値		33	32	31	30	30	
件数	34	40	61	44	60		
対前年比		17.00/	52.5%	△27.9%	36.4%		
対H24比		17.6%	79.4%	29.4%	76.5%	表1	



3 労働災害の発生状況(定型的なもの)

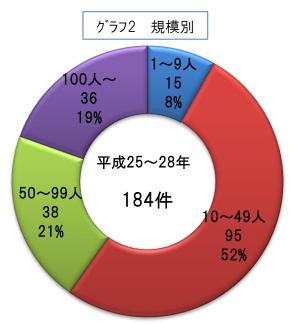
陸上貨物運送業のうち、労働災害の減少が望まれる道路貨物運送業の第12次労働災害防止計画期間中の死傷災害について、御紹介いたしますので、傾向を確認して災害防止活動にお役立てください。

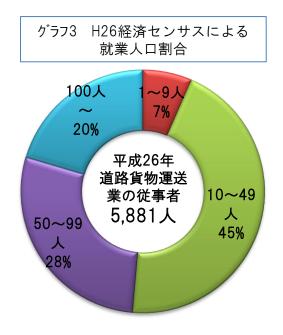
なお、平成25~28年の死者数は181件でありますが、統計の締切りを過ぎて報告のあった3件を加えた184件について分析をしています。

(1)事業場の規模別による災害発生割合

事業場の規模(労働者数別)の災害発生状況は、グラフ2のとおり安全衛生推進者の選任義務のある10~49人の事業場が95件(52%)と最も多く、次いで安全管理者等の選任義務のある50~99人規模の事業場38件(21%)の順となっています。

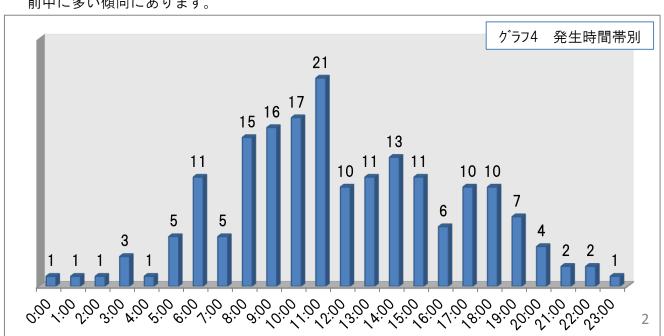
平成26年の経済センサスを基に労働者数別の事業場割合のグラフ3と比較しますと10~49人の事業場には全体の45%の方が従事しており、就業人口に対しても、わずかに発生割合が高いと言えます。





(2)労働災害の時刻別発生状況

グラフ4のとおり、労働災害の発生時刻でみますと午前11時台が最も多く、災害の発生が午前中に多い傾向にあります。



(3)被災程度別の災害割合

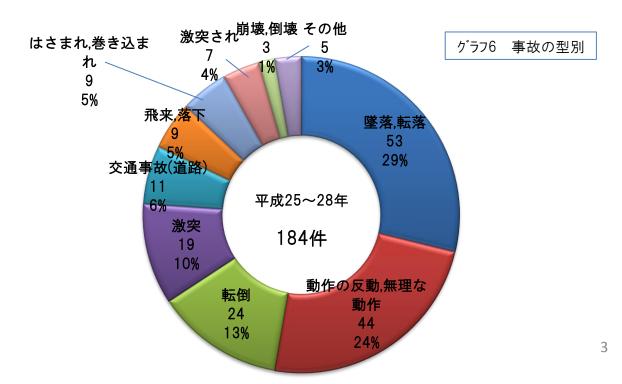
休業見込日数による分類では、2週間以上1月未満が55件(30%)と最も多く、次いで1月以上2月未満が48件(26%)となっており、一度、労働災害が発生すると長期の休業を要する重篤な災害となる傾向にあります。また、4年の間に3件の死亡災害も発生しています。(死亡災害の概要は7頁に掲載)

人材確保が厳しいと言われる道路貨物運送業にあっては、負傷により勤務ができない労働者が発生してしま うことが、経営上のリスクにもなり得るので、労働災害防止の積極的な取組をお願いします。



(4)事故の型別の災害発生割合

事故の型別による分類では、墜落、転落災害が53件(29%)と最も多く、次いで腰痛災害等が含まれる動作の反動,無理な動作による災害が44件(24%)、転倒災害24件(13%)の順となっています。 墜落,転落、腰痛、転倒に対する取組をさらに進めていただくことが重要となっています。



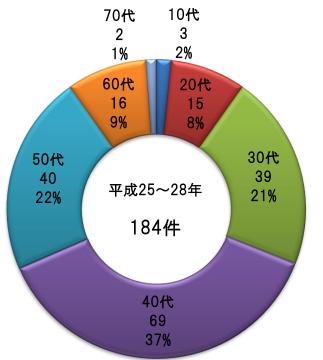
(5)年齢別発生状況

被災者の年齢別発生割合では、40代が69件(37%)と最も多く、次いで50代(22%)、30代(21%)

ク゛ラフフ

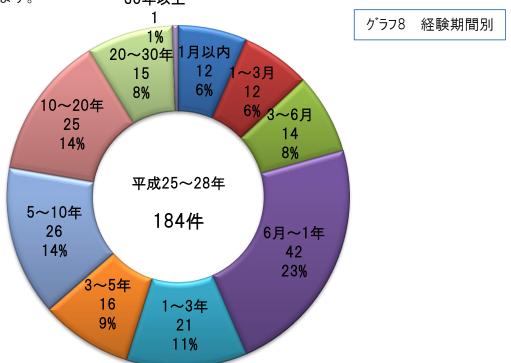
年齢別

の順となっています。



(6)経験期間別発生状況

経験期間別の災害発生割合では、6月~1年での災害が42件(23%)と最も多く発生しています。 経験期間1年未満の災害を合計すると80件(43%)となりますので、災害防止の対策として、雇入 れ時教育を確実に実施していただき、日頃の作業が教育した手順でなされているかを確認していただ くことが重要となります。 **30年以上**

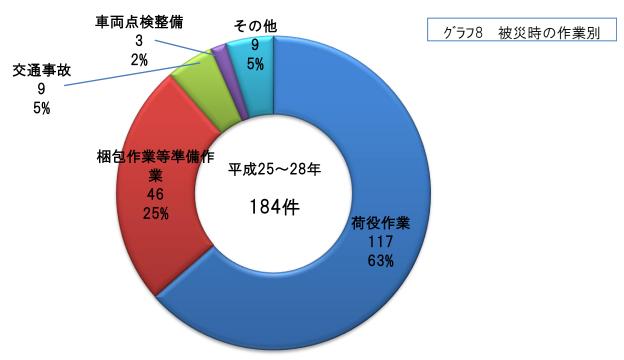


4 労働災害の発生状況(労働者死傷病報告から読み取れる範囲で分析したもの)

(1)被災時の作業の状況

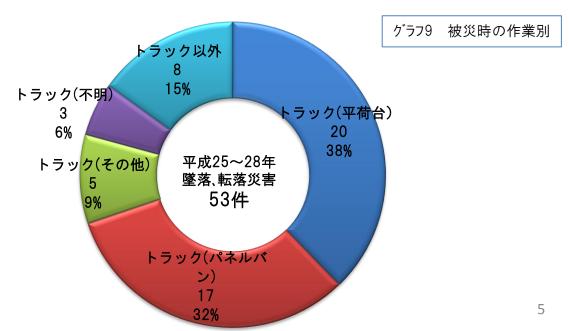
労働者死傷病報告の内容を読み取れる範囲で、作業別に荷役作業、梱包作業等準備作業(梱包,仕分け,伝票の受け渡し,シート掛け作業等)、交通事故、車両点検整備、その他(駐車場から事務所への移動等)の5つに分類した結果がグラフ8となります。

被災時の作業では、荷役作業をしているときの災害が117件(63%)と圧倒的に多くなっています。 次いで梱包作業等準備作業で46件(25%)の災害が発生しています。



(2)墜落,転落災害の箇所

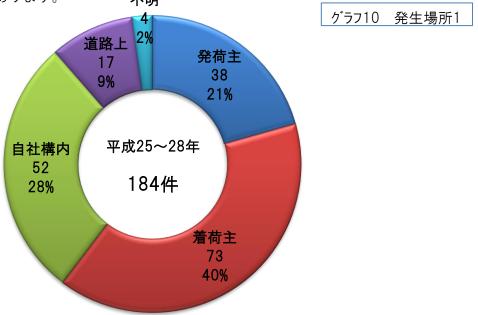
労働者死傷病報告の内容を読み取れる範囲で、事故の型で最も多く発生している墜落,転落災害53件のうち、どこから墜落,転落したかという割合では、トラックからが45件(85%)となり、トラックからの墜落,転落をいかに防止するかということが課題である状況にあります。



(3)被災場所における分類割合1

労働者死傷病報告の内容を読み取れる範囲で、どのような場所で災害が発生したのかの割合は、グラフ10のとおりです。

発生場所として着荷主での災害が73件(40%)と最も多く発生しており、発荷主と併せると荷主の施設での災害は、111件(61%)となり、道路貨物運送業の事業主だけの災害防止の努力に限界もあり、荷主に対しても配慮を求める必要があります。

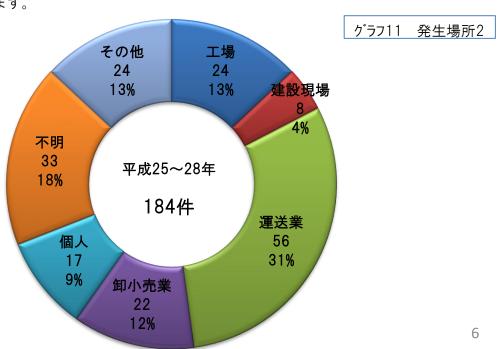


(4)被災場所における分類割合2

労働者死傷病報告の内容を読み取れる範囲で、どのような施設で災害が発生したのかの割合は、グラフ11のとおりです。

上記グラフ10の発荷主、着荷主、自社構内等とは別に施設別に分類を行った結果です。

運送業での被災が56件(31%)と最も多く、自社構内や荷主となります。次いで、報告内容では判別がつかなかった不明が33件(18%)となり、工場及びその他(道路上含む)がそれぞれ24件(13%)の順となっています。



5 平成25年~28年の死亡災害発生状況

年	発生月 発生時刻	規模 (労働者数)	起因物 事故の型	発生概要 表2
25年	1月	10~49人	トラック 交通事故 (道路)	納入先に向かうため、トラックで首都高 高速道路を運行中、出口から一般道に降り る際に、出口と本線の間に激突し、車外に 放り出されたもの
26年	3月 18時頃	50~99人	トラック 交通事故 (道路)	荷物を配達するため、片側1車線の道路に配達車両を停車させ、反対車線側の配達先へ向かうため、当該配達車両の前方から道路を横断したところ、後方から来たトラックに激突したもの。 道路上の安全確認を行って道路を横断していた。
28年	5月 14時頃	10~49人	玉掛用具飛来、落下	着荷主となる木造建築工事現場で建築資材(総重量600kg)を現場敷地内に仮置きするため、別の事業場の作業者が運転する移動式クレーンで荷下ろし作業を行っているときに荷が落下して被災者に激突したもの。被災者が玉掛を行ったが無資格であり、吊り荷の下に入っていた。

6 当署管内で道路貨物運送業の災害防止の取組 (荷主及びトラック事業者の労働災害防止及び適正な取引の確保に係る「共同宣言7か条」)

当署管内では、陸上貨物運送事業における休業4日以上の労働災害が増加傾向にあり、その多く が荷役作業中の事例である現状にあります。

陸上貨物運送事業者のみによる労働災害防止対策には限界があり、労働災害の減少の取組については、荷主の協力が不可欠であることから、当署管内の労働災害防止団体による話合いがなされ、平成27年6月1日に荷主団体である(公社)神奈川労務安全衛生協会藤沢支部、建設業労働災害防止協会神奈川県支部湘南分会とトラック事業者団体である陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部湘南分会が、関東運輸局神奈川運輸支局長、藤沢労働基準監督署長の立ち会いのもと、トラック運転手の安全確保について、荷主団体とトラック事業者団体が協力して取り組むことを目的として共同宣言文を調印しました。

上記の労働災害防止団体が、この共同宣言を会員に周知し、荷主団体とトラック事業者団体が協働して荷役作業の労働災害防止に取り組むこととしています。

(取組の概要は次頁に掲載)



荷主及びトラック事業者の労働災害防止及び適正な取引の確保に係る 「共同宣言フか条」

- 荷主及びトラック事業者における法令遵守等の取組に向けた会員事業場への周知 1
- 2 荷主及びトラック事業者における荷役作業時の安全管理体制の整備等
- 荷役作業等に係る問題点解決に向けた安全衛生協議会等の設置と取組 3
- 4 経営トップによる安全衛生に係る基本方針の表明と年間安全衛生管理計画書の作成
- 災害防止団体主催の研修会等を利用した「荷役作業等における役割分担の明確化と 運送契約等による書面化の推進」の必要性に向けた教育の実施と事業者における取組 事項の周知
- トラック・フォークリフト等の車両系荷役運搬機械に係る労働災害防止対策の確立 6
- 運送業務等における適正な取引の確保及び安全を阻害する行為の防止対策 7

7 安全作業連絡書による通知

荷役ガイドラインにおいては、 荷主先等の事業場で「荷役災害防 止担当者」を選任して右のような 「安全作業連絡書」により、荷役 作業の有無、運搬物の重量、荷役 作業の内容、役割分担などについ て、事前にトラック事業者及び着 荷主等に通知する取組を発荷主等 に対してお願いしています。

また、荷役時間や荷待ち時間、 道路の混雑状況等、トラック運転 者の健康障害の防止に十分考慮し た弾力的な着時間の設定の配慮を 荷主に求める取組を行っていま す。

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主または配送先の作 業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発地					着地						
積込作業月日		月	日()	取	卸作業月日		月	日()	
積込開始時刻		時	分		取	卸開始時刻		時	分		
積流	入終了時刻	時	分		取	卸終了時刻		時	分		
積減	込場所	1. 屋内 2	2. 屋外		取	卸場所	1.	屋内 2.	屋外		
		1. 荷主専用荷捌場			1			1. 荷主専用荷捌場			
		2. トラックターミナル					2. トラックターミナル				
		3. その他()			3.	その他()	
積	品 名										
荷	(危険・有害性)	有・無()									
数 量											
	総重量	kg(kg/個)									
	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. そ				その他()	
積	作業の分担	1. 荷主側	2. 運送業者位	則	取	作業の分担	1.	荷主側 2	運送業	者側	
込		3. 荷主・運	送業者共同		卸		3. 荷主・運送業者共			ij	
作	作業者数	名		- 1	作	作業者数	名				
業	使用荷役機械	有・無			業	使用荷役機械	有	・無			
		1. フォークリフ	ጉ				1.	フォークリフト			
		2. その他()				2.	その他()	
免許	宁 資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け			免許	免許資格等		フォークリフト	2. 玉	掛け	
		3. はい作業					3.	はい作業			
		4. その他()			4.	その他()	
その他特記事項 ※「安全靴、保護帽を着用のこと など安全上の注意等を記入すること。											